

新市の事務所の位置 検討小委員会

第6回資料

日時：平成15年 6月21日(土)

午後4時00分から

場所：西条市役所5階会議室

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第6回新市の事務所の位置検討小委員会 会 議 次 第

日時：平成15年 6月21日（土）

午後4時00分～

場所：西条市役所5階会議室

1．開会

2．議事

（1）継続審議事項

事務所の位置について

3．その他

（1）第7回小委員会の開催日程について

4．閉会

(1) 継続審議事項

事務所の位置について

地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

３．その他

(１) 第7回小委員会の開催日程について

日時：平成15年 月 日() 午後 時 分から

場所：西条市役所5階大会議室

議題 新市の事務所の位置検討小委員会報告書について

【参考】

合併協議会	新市の事務所の 位置検討小委員会	新市建設計画策定 小委員会	新市名候補選定 小委員会
第8回 平成15年6月27日(金) 午後1時30分から 小松町ハイウェイオアシス			
			第7回 平成15年7月16日(水) 午後1時30分から 西条市役所
第9回 平成15年7月25日(金) 午後1時30分から 西条市役所			

【参考】先例地の調整方針案抜粋例

団体名	調整方針案 抜粋
宇摩合併協議会 (決定)	<u>新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の伊予三島市役所とする。</u> 新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に国道11号バイパス及び県道三島川之江港線並びに市道中村山田井線・本郷平木線の沿線地域に適地を求めて建設するものとする。
南宇和合併協議会 (審議中)	<u>新町の事務所の位置は、合併当初は城辺町甲2420番地とする。他のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする</u> 新たに建設する庁舎については、合併後4年以内に5町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定したうえで建設・竣工するものとする。
東宇和・三瓶町 合併協議会(決定)	<u>新市の事務所の位置は、東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地とする。</u> ただし、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に、交通の事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町内に新しい事務所を建設する。
東かがわ市 (15年4月合併)	<u>事務所の位置は、白鳥町湊字水入1847番地1(白鳥町役場)とする。</u> ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊または白鳥地内とする。
更埴市・戸倉町・上山田町 合併協議会(決定)	<u>新市の事務所の位置は、現在の更埴市役所の位置とする。</u> <u>現在の更埴市役所を更埴庁舎、戸倉町役場を戸倉庁舎、上山田役場を上山田庁舎と呼称する。</u> 新庁舎を建設する場合においては、新市において検討する。
加美町 (15年4月合併)	<u>新市の事務所の位置は、当分の間、加美郡中新田町字西田三番5番地とする。また、現在の小野田町、宮崎町及び色麻町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。</u> 将来の新市の事務所の位置については、新庁舎を建設すべきであるとの意見を踏まえ、新市において検討するものとする。
伊賀地区市町村合併 問題協議会(決定)	合併後、当面の間は市町村の既存施設を使用するが、将来は重心地等を参考に設置する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会	<u>新市の事務所の位置については、当分の間、現在の佐野市役所の位置とする。庁舎は、本庁舎及び田沼庁舎、葛生庁舎を置くものとする。</u> 将来の新市の事務所の位置については、新市の成立後、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性などにも十分配慮し、検討するものとする。
南アルプス市	<u>(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原 3 7 6 番地 (現在の櫛形町役場) に置く。</u> (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。
竜王町・敷島町・双葉町合併協議会	新市の字事務所の位置については、新市成立後、交通事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、市民の意見を踏まえ建設地を検討するものとする。 <u>なお、当分の間、暫定的に竜王町篠原 2 6 1 0 番地 (現在の竜王町) を事務所の位置とし、それぞれの役場庁舎に機能を分散する分庁方式とする。</u>
彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会 (決定)	新市の事務所は、当面既存の建物を利用することとし、その位置については既存建物の規模、利便性、その他行政機関との位置等を勘案し、現彦根市役所とする。
北蒲原郡南部郷合併協議会	<u>地域の中央地区、水原町役場の既存庁舎を本所とする。</u> 但し、将来、新市において社会情勢及び住民の意向によりその位置の検討を行うものとする。
西東京市	<u>新市の事務所の位置は、田無市南町 5 丁目 6 番 1 3 号とする。</u> <u>現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。</u>